

これから国民年金を受けようとしている
60歳以上 65歳未満の方へ

あなたも国民年金を 増やしませんか？

国民年金
だより

問い合わせ先
市民課

☎40-5556

栃木社会保険事務所

☎0282-22-6074、4134

国民年金の老齢基礎年金額は、満額で792,100円（平成21年度）ですが、これを受け取るためには、20歳から60歳までの40年間（480月）の国民年金保険料を完納しなければなりません。

昭和61年3月以前のサラリーマン世帯の専業主婦や平成3年3月以前の学生については、国民年金へ加入するかどうかは、ご本人の意思で決められていました。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間は、それに応じて年金額も少なくなります。

このため、国民年金には、ご本人の申し出により“60歳～65歳未満”の5年間、保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年金を増やすことができる【任意加入制度】があります。

国民年金の任意加入の対象者は？（老齢基礎年金を増やしたい方など）

次の①～③のすべての条件を満たす方が【任意加入】の対象者となります。

- ① 国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③ 20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の方

毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料は、月額14,660円（平成21年度）です。保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。（保険料の納付方法は原則口座振替になります。）

任意加入のメリットは？

メリット1

老齢基礎年金は、年金保険料の納付月数に応じて支給される仕組みになっています。このため、国民年金への任意加入により、納付月数が多くなればなるほど65歳からの年金も多く受けとれます。

メリット2

任意加入で納める保険料の総額と、これに見合う年金の受けとりに必要な期間は、65歳から年金を受けとった場合、任意加入期間の長短には関係なく、一律に73.9歳（平成21年度ベース）です。これよりも長生きすればするほど、生涯の受けとる年金額も多くなります。たとえば、平成21年4月に任意加入し、加入年数を5年間と仮定した場合の保険料納付額と年金増加額は、次のとおりです。

5年間の保険料納付額（総額）	913,200円（毎年、3,360円増額）
受けとる年金の増加額（年額）	99,000円

65歳から年金を受けとり、平均寿命（厚生労働省が公表した「平成18年簡易生命表」）まで長生きされた場合の年金の増加額は、次のとおりです。

男性（平均寿命79.0歳）	→	99,000円×14.0年＝約139万円
女性（　　＼　　85.8歳）	→	99,000円×20.8年＝約205万円

このように、国民年金の任意加入制度は、我が国の長寿化社会への適応と、より豊かな老後を過ごす上でも有効な制度といえます。

メリット3

国民年金への任意加入は、老後の生活を支える老齢基礎年金の増額だけではありません。20歳以上60歳未満の第1号被保険者と同様、一定の要件を満たせば障害基礎年金や遺族基礎年金も受けとれます。

メリット4

任意加入で納められた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、節税につながります

任意加入の手続きは、どこで行えばいいの？

●申請先 市民課（国分寺庁舎）

●手続きに必要なもの

- ・加入申出書
- ・公的年金加入状況申立書
- ・口座振替申出書（市役所に備え付けてあります。）
- ・年金手帳
- ・印鑑（金融機関の届出印）